

京都メカニズム推進・活用会議の設置について

〔平成17年4月28日〕
地球温暖化対策推進本部幹事会決定

1. 京都議定書目標達成計画に基づき、地球温暖化対策推進本部幹事会に、我が国の京都メカニズムの総合的な推進・活用を図るため、京都メカニズム推進・活用会議（以下「推進・活用会議」という。）を置く。
2. 推進・活用会議の構成員は、次のとおりとする。

議長	内閣官房内閣審議官
構成員	内閣官房参事官（内閣官房副長官補付）
	環境省地球環境局地球温暖化対策課長
	環境省地球環境局国際対策室長
	経済産業省大臣官房参事官（環境担当）
	経済産業省産業技術環境局環境政策課長
	経済産業省産業技術環境局環境政策課地球環境対策室長
	経済産業省産業技術環境局環境政策課環境経済室長
	経済産業省資源エネルギー庁長官官房総合政策課企画官
	外務省国際社会協力部気候変動室長
	農林水産省大臣官房環境政策課長
	農林水産省林野庁森林整備部海外林業協力室長
	国土交通省大臣官房参事官（国際建設担当）
	国土交通省大臣官房参事官（国際業務担当）
	国土交通省総合政策局環境・海洋課長
	国土交通省総合政策局国土環境・調整課長
	財務省大臣官房企画官
3. 議長は、必要に応じ、構成員以外の関係行政機関の職員その他の関係者の出席を求めることができる。
4. 推進・活用会議は、我が国の京都メカニズム推進・活用のための必要な検討並びに京都メカニズムに係る締約国としての事業の承認（以下「事業承認」という。）及び事業承認に係る手続その他必要な事項の決定を行う。
5. 推進・活用会議の庶務は、環境省及び経済産業省の協力を得て、内閣官房において処理する。

6. 前各項に定めるもののほか、推進・活用会議の運営に関する事項その他必要な事項は、議長が定める。

7. 推進・活用会議の設置に伴い、京都メカニズム活用連絡会は廃止する。

なお、京都メカニズム活用連絡会が決定した事業承認その他の事項については、推進・活用会議に引き継がれたものとする。

また、「京都メカニズム活用のための体制整備について」（平成14年7月22日地球温暖化対策推進本部幹事会決定）中の事業承認等の体制に関する規定については、京都メカニズム活用連絡会の役割を推進・活用会議の役割として適用するものとする。